

農業者の皆様へ

佐賀県からのお知らせです

# 農業用廃プラは 地域みんなで、リサイクル。 適正に処理しましょう



※専門業者に引き取られた農業用廃プラは、主に床材及び靴底の原料並びに燃料としてリサイクルされています。



## ！ 農業用廃プラの不適正処理は法令で禁止されています

農業用ビニール・プラスチック類は産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄は法令により禁止されています。不適正処理は環境を破壊するとともに農作物にも悪影響を与えるほか、地域の風評被害につながります。地域の廃プラ協議会等による集団回収を積極的に利用することにより適正処理をいましょう。

**不法投棄 野焼き 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**  
(若しくは両方が適用)

## ✓ 集団回収を利用すれば、確実な適正処理が可能です

皆様におかれては、効率的な回収を行うために、それぞれの地域の廃プラ協議会等による集団回収のルールを守っていただくようお願いします。

## ！ 農業用に限らず廃プラの処理費用は高騰しています

現在、廃プラスチック類は、中国が輸入停止に踏み切った結果、その分の廃プラスチック類が行き場を失い、世界的にも問題になっています。その結果、農業用廃プラにおいても、処理費用の大幅な上昇や引き受け条件の厳格化などの動きが全国で相次いでいます。

しかし、県内農業者の一人一人が地域の集団回収ルールを守っていただくことで処理費用の上昇を抑制させることは可能です。

リサイクル推進や処理費用の低減のためにも農業用廃プラは、適正に処理しましょう。